E_{30} ＝ 0.03483

$E_{令元}$＝ 0.02133

$E_{令2}$＝ 0.03550

F　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るもの（平成 21 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G ＝ 1.000

H_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 14 年度から令和 2 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から令和 2 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

I_{14} ＝ 1.000

I_{15} ＝ 1.117

I_{16} ＝ 1.033

I_{17} ＝ 0.917

I_{18} ＝ 0.883

I_{19} ＝ 0.867

I_{20} ＝ 0.88350

I_{21} ＝ 0.93567

I_{22} ＝ 0.93817

I_{23} ＝ 1.017

I_{24} ＝ 0.983

I_{25} ＝ 0.983

I_{26} ＝ 0.967

I_{27} ＝ 0.917

E_{30} ＝ 0.03483

$E_{元}$＝ 0.02133

F　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るもの（平成 21 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G ＝ 1.000

H_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 14 年度から令和元年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から令和元年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

I_{14} ＝ 1.000

I_{15} ＝ 1.117

I_{16} ＝ 1.050

I_{17} ＝ 0.917

I_{18} ＝ 0.883

I_{19} ＝ 0.867

I_{20} ＝ 0.88517

I_{21} ＝ 0.93650

I_{22} ＝ 1.050

I_{23} ＝ 1.033

I_{24} ＝ 0.983

I_{25} ＝ 0.983

I_{26} ＝ 0.967

I_{27} ＝ 0.717